

ののいちサステナブル住宅支援事業

ののいち環境きくばり住宅

※2年限定の制度です

制度の概要

本市では、ゼロカーボンシティ宣言を行い、その実現に向けて「野々市市カーボンニュートラル推進プラン」に基づき、各種取組みを進めています。

本制度では、環境（温暖化対策＋災害対策等）に配慮した住宅の普及に向けて、基準に適合した住宅に**適合証**を交付し、当該住宅を取得する子育て世帯等に**助成金**を交付します。



助成金の対象者

次のいずれにも該当する必要があります。

●**ののいち環境きくばり住宅**（適合証の交付を受けた新築戸建て住宅）を取得した方

●次のいずれかの世帯（**子育て世帯等**）

- ・18歳未満の子を有する世帯
- ・夫婦いずれかが39歳以下の世帯

【建売住宅の場合】

「検査済証」の交付日から1年以内に売買契約が成立したもの

※「適合証」の交付手続きは、建築会社等が行います（→裏面）

助成金額

40万円（対象住宅1戸あたり）

助成金の申請書類

- ①助成金交付申請書（助成金要綱別記様式第1号）
- ②ののいち環境きくばり住宅適合証の写し
- ③検査済証の写し（建築基準法）
- ④工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ⑤対象住宅の登記事項証明書
- ⑥世帯全員の住民票の写し

推進パートナーとの連携

※次の金融機関で金利引下げが受けられます！

【対象者】「助成金」の交付を受けた「子育て世帯等」

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
北陸支店



【対象者】「適合証」の交付を受けた住宅を取得した方

はくさん信用金庫
はくさん信用金庫



※省エネガス設備の導入費の助成が受けられます！

【対象者】「適合証」の交付を受けた住宅を取得した方

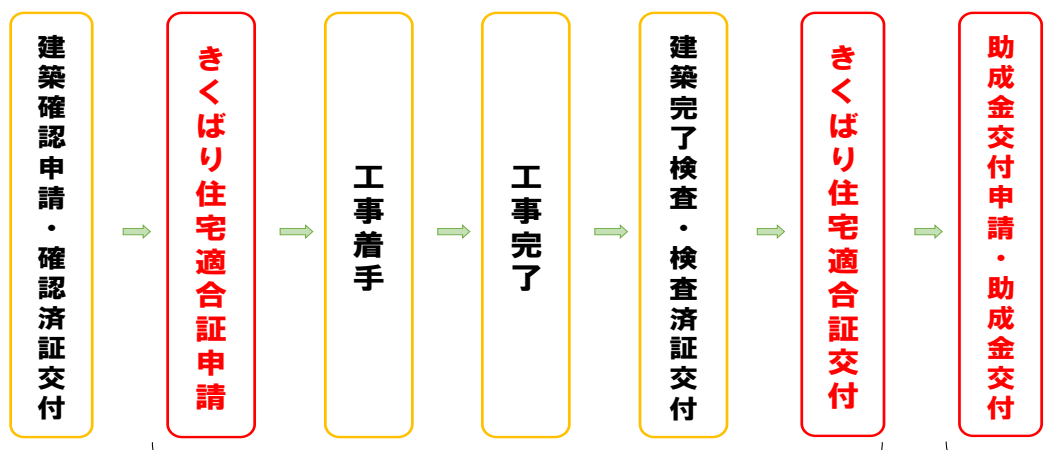
EGK
金沢エナジー株式会社



【建売住宅の場合】左記の他に次の書類が必要です。

- ⑦住宅未使用証明書（助成金要綱別記様式第2号）
- ⑧対象住宅の引渡し日が確認できる書類（引渡書など）

手続の流れ



建築会社等（設計者・工事施工者）が申請

子育て世帯等が申請

↓HPはこちら



適合証の交付手続きについて (設計者・施工者様へ)

適合証の基準

項目	基準
断熱等性能等級	断熱等性能等級 6 以上 ※BELS評価書、設計住宅性能評価書など
緑化基準	敷地面積の 3 %以上の前面緑化（樹木換算含む） ※「ののいち環境きくばり住宅緑化基準」
雨水浸透ます設置基準	屋根面積に応じた雨水浸透ますの設置 ※「野々市市雨水浸透施設等設置及び管理に関する基準」
敷地面積基準等	敷地最小面積、隣地境界離れ、道路幅員基準 など ※「野々市市建築・開発指導要綱」

※適合基準の詳細（設計者向け資料）はホームページでご覧いただけます。

適合証の申請者

●対象住宅の**設計者**、または**工事施工者**

「つばき」の苗木をプレゼント

希望者には、市花木である「つばき」の苗木を無料で配布します。

※配布本数は2本まで

※低木（0.2㎡/本）として緑化基準の緑地面積に加算することができます。



適合証の申請書類

工事着工前（確認済証交付後）

- ①適合証交付申請書（適合証要綱 別記様式第1号）
- ②確認済証の写し（建築基準法）
- ③断熱等性能等級が確認できる書類の写し（BELS評価書、設計住宅性能評価書など）
※第三者機関による「評価書」の交付に時間がかかる場合は、ご相談ください。（後日提出も可とします）
- ④図面
（付近見取図、配置図、仕様書（仕上表含）、平面図、断面図、立面図、緑地計画図、雨水浸透ます計画図など）

計画変更があった時

- ①建築計画変更申請書（適合証要綱 別記様式第4号）（変更内容のわかる図面などを添付）

工事完了時（検査済証交付後）

- ①工事完了報告書（適合証要綱 別記様式第5号）
- ②完成写真（緑地、雨水浸透ます等の写真を含む。）
- ③工事写真
（断熱に係る施工状況がわかる写真、雨水浸透ますの完成後不可視となる部分の施工状況がわかる写真等を含む。）
- ④検査済証の写し（建築基準法）

根拠規定

- ・ののいち環境きくばり住宅適合証交付要綱（適合証要綱）
- ・ののいち環境きくばり住宅取得助成金交付要綱（助成金要綱）